国都まち第76号 国住備第85号 国住指第3517号 国住街第210号 平成19年12月28日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課長

住 宅 局 住宅総合整備課長

建築指導課長

市街地建築課長

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、去る12月11日、総務省行政評価局から「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」(以下、「勧告」という。)がなされたところである。

ついては、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1. 民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(以下、「実態把握調査」という。)については、平成17年7月14日付け国住指第1049号、同年8月8日付け国住指第1250号等においてお願いしているところであるが、別紙1のとおり平成19年9月14日時点で、調査対象となる約25万棟の建築物のうち約4万棟について未だ調査報告がなく、調査の結果露出してアスベストの吹付けがなされていることが明らかになった約1

万5千棟の建築物のうち約7千棟について未だ飛散防止措置を講じていない状況である。 また、総務省のアスベスト対策に関する調査(以下、「総務省調査」という。)において、 調査対象とすべき建築物が適切に選定、調査されていない状況等がみられたとされた。

ついては、調査対象でありながら報告のない建築物の所有者等に対して報告を行うよう 督促するとともに、吹付けアスベストが露出して使用されていることが明らかになった建 築物の所有者等に対し、早急に飛散防止のための措置を講じるよう強力に指導すること。 その際、以下に留意の上、管内市町村への周知のほか、都道府県、市町村の広報誌の活用 等により建築物の所有者等に対しても周知を徹底すること。

① 調査対象の「例示」を調査対象の「限定」と解したことによる調査漏れについて 総務省調査において、実態把握調査の実施にあたり、都道府県から管内市町村に対 し、アスベストの使用頻度が高いとみられる建築物の種類を例示し調査に当たって留 意するよう指示したところ、当該都道府県管内の市町村の中に、例示された種類の建 築物のみを調査していた市町村がみられたとされた。

このため、同様の例がないか管内市町村に確認し、調査対象建築物に漏れがあることが判明した場合は、直ちに調査を実施するよう要請すること。

② アスベストの使用可能性が高い長期間未使用の建築物について

総務省調査において、廃業した大規模なボウリング場が廃業後放置され、天井から 劣化・損傷したアスベスト建材が床に広く散乱しているなど、使用されていない民間 建築物においてアスベストの損傷、ばく露問題が顕在化している例がみられたとされ た。

このため、長期間未使用の建築物であっても、施工時期等から吹付けアスベストが使用されている可能性が高いと考えられる場合は、実態把握調査の対象とすること。

③ アスベスト使用の有無についての確認の所有者等への徹底について

総務省調査において、実態把握調査の実施にあたり、都道府県等から照会をうけた 建築物の所有者等が、機械室等一部の室のみしか確認していないなど、建築物全体に おける吹付けアスベストの使用状況を十分確認していない例がみられたとされた。

このため、建築物の所有者等に対し、吹付けアスベストの使用状況については建築 物全体について確認するよう周知するとともに、十分確認していないことが判明した 場合は建築物全体について確認するよう当該建築物の所有者等を指導すること。

④ エレベーターの昇降路等に係る実態把握調査について

エレベーターの昇降路については、平成17年8月8日付け事務連絡及び平成18年10月1日付け国住指第1539号において注意喚起しているところであるが、エレベーターの昇降路、空調設備等の建築設備における吹付けアスベストの使用実態把握及び飛散防止対策についても建築物の所有者等に対し改めて周知すること。

なお、勧告において指摘されている特殊法人等の建築物の対象範囲、分譲集合住宅の把握の手がかり等については、実態を把握した上で改めて通知する予定である。

- 2. 吹付けアスベストが使用されている民間建築物における飛散防止対策の徹底について
  - ① 飛散防止対策の実施について

総務省調査において、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化が みられるにもかかわらず、アスベスト粉じん濃度が工場等の敷地境界基準(空気1リットル中10本)以内であったためばく露防止措置を講じていないなど、建築物の所有 者等の誤解により必要な措置が講じられていない例がみられたとされた。

しかしながら、(財)日本建築センター「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」においては、アスベスト粉じん濃度については、工場等の敷地境界基準等はあるものの、室内基準はなく、室内におけるアスベスト粉じん濃度が工場等の敷地境界基準に適合しているとしても、直ちにアスベスト飛散防止処理工事が不要となるものではないとされているところである。

このため、除去等の措置の必要性の判断にあたっては、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみならず、劣化状態、使用頻度等を総合的に勘案する必要があることについて、建築物の所有者等に周知すること。その際、上述の技術指針が参考となるので、積極的に活用すること。

- ② 優良建築物等整備事業 (アスベスト改修型) 等の活用について 建築物の石綿対策に対する支援措置としては、
  - 1) 優良建築物等整備事業(アスベスト改修型)による補助
  - 2) 地域住宅交付金、まちづくり交付金による支援
  - 3) 日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資があるところである。

総務省調査において、優良建築物等整備事業(アスベスト改修型)について、補助 制度が創設されていない地方公共団体があること、また、民間のアスベスト除去対策 には十分活用されていない状況等がみられたとされた。

ついては、各地方公共団体においては、優良建築物等整備事業(アスベスト改修型) 等を活用し、民間建築物に対する補助制度を創設するとともに、支援策が活用される よう普及・啓発に努めること。

あわせて、優良建築物等整備事業(アスベスト改修型)について、別紙2のとおり、補助対象について明確化するとともに、補助金交付申請手続きの合理化を行う予定としているので、一層の活用に取り組むこと。

③ 定期的観察の必要性及び実施方法、調査結果等の保存について

総務省調査において、吹付けアスベストが使用されている民間建築物において、建築物の所有者等による定期的な観察や調査等の結果の保存が適切に行われていない例がみられたとされた。

調査の結果、当面アスベストが飛散するおそれがない場合であっても、吹付けアスベスト層の劣化又は損傷により将来的にアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、定期的に観察することが重要である。これについて、建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告書の様式(第36号の2の4様式)が平成19年4月1日付けで改正され、石綿を添加した建築材料の調査状況が報告事項に追加されたところであるので、吹付けアスベストが使用されている建築物の所有者等に対し、定期報告制度

を活用し、吹付けアスベストの状況、飛散防止措置の状況等について定期的に調査し報告するよう徹底すること。

また、実態把握調査の結果は、建築物の適切な維持保全、定期調査報告、計画的な 建築物の改修の観点のほか、アスベストの飛散防止及びアスベスト廃棄物の適正な処 理に関連する法令の遵守の観点からも、建築物の所有者等も含めて適切に保存すべき ものであること。

## 3. 調査結果の活用について

## ① 都道府県労働局への情報提供について

総務省調査において、実態把握調査の結果について、都道府県労働局から情報提供を求められたものの、個人情報の保護の観点から調査結果の提供に協力しなかった例がみられたとされた。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条では、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときには、保有個人情報を提供することができるとされており、総務省に確認したところ、今回のケースについては情報提供に何ら問題ないとの回答を得ているところである。

このため、都道府県労働局から調査結果について情報提供依頼があった場合は、協力すること。

## 4. その他

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等に係る種々の関係資料については、去る12月19日に行った都道府県等建築行政担当者会議において配布・説明しているところであるが、上記の措置を講ずるに当たり、広報活動への利用、建築物の所有者等に対する指導、関係機関との連携、総務省調査における適切・不適切な事例の確認等において、適切かつ確実に使用すること。